

連携協定書

(以下、「甲」という。)と地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター(以下、「乙」という。)とは、「地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター連携医登録制度」に基づく連携医登録について、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

平成 年 月 日

(目的)

第1条 この協定は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター連携医登録制度に基づき、甲と乙が協力して患者に一貫性のある良質な医療を提供するため、より緊密な医療連携を図ることを目的とする。

甲 (住所)
〒

(協定内容)

第2条 甲と乙は、相互に協力し合い、患者中心の継続性のある適正な医療の確保に努めるものとする。

(代表者氏名) 印

2 甲及び乙は、相互に患者の紹介・受け入れを行うものとする。

3 乙は、甲の求めに応じて、可能な限り紹介患者の受け入れ調整を行うものとする。

4 甲は、乙が提供する連携医特典を受けられるものとする。

5 乙は、甲に対し登録したことを証するプレートを発行し、甲は自己の施設内に当該プレートを掲示することができるものとする。ただし、本協定終了後、速やかに乙に返還するものとする。

6 甲及び乙は、相互のホームページ及び発行する各種案内誌に本協定を締結し、連携医である旨を公表することができるものとする。ただし、甲または乙の申し出があれば公表はできないものとする。

(登録医師名) 印

乙 〒173-0015
東京都板橋区栄町35番2号
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター
理事長 井藤 英喜

(適用期間)

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から2年間までとする。ただし、甲乙いずれからも協定終了の意思表示がない場合には、有効期間を1年間延長するものとし、以降この例によるものとする。

(守秘義務)

第4条 本協定により知り得た患者を含む個人情報並びに業務上の秘密事項を第三者に開示又は漏えいしないものとする。

(その他)

第5条 この協定の各条項に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、甲乙間において協議の上その都度決定するものとする。

2 本協定の内容に変更が生じた場合には、速やかにその旨の報告を行うものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。